

重要事項説明書

介護保険・医療保険

合同会社 Go-to.Day 訪問看護ステーション翼

1. 事業者概要

事業者名称	合同会社 Go-to.Day
代表社員	後藤千代子
所在地	〒880-1301 宮崎県東諸県郡綾町大字入野 295-3
電話番号	0985-86-8465

2. 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション翼
管理者	後藤 千代子
所在地	〒880-1301 宮崎県東諸県郡綾町大字入野 295-3
電話番号/FAX	0985-86-8465 / 050-3588-7357

職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1 名		1 名
准看護師		1 名	1 名
看護師	2 名	1 名	3 名
理学療法士		2 名	2 名

※上記のほか、理学療法士 2 名(業務委託契約)が訪問にあたります。

3. 運営方針

介護保険

- (1)要介護状態及び要支援状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅を訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族に療養上の管理・指導・助言等を行い、利用者の療養生活の向上を図るものとします。
- (2)事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携に努めるものとします。
- (3)事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

医療保険

- (1)健康保険法等の関係法令及び本契約に従い、利用者様に対して看護サービスを提供し、居宅において利用者様が有する能力に応じた可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、居宅を訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、利用者及び家族に療養上の管理・指導・助言等を行い、利用者の療養生活の向上を図るものとします。
- (2)事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携に努めるものとします。

4. 営業日・休業日

営業日・時間	月曜日～金曜日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
休日	土曜日、日曜日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

※ 24 時間対応体制をとっておりますので、緊急時や必要時の訪問は行います。

5. サービス内容

看護介護行為(利用者に対して)

- ・バイタルチェック(血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定)
- ・身体の保清(清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など)
- ・療養指導(生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など)
- ・精神的支援をはじめ総合的な看護
- ・苦痛の緩和と看護(ターミナルケア)

医療的処置行為

- ・創傷及び褥瘡処置
- ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
- ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・在宅人工呼吸器管理ケア

- ・喀痰の吸引・管理
- ・点滴
- ・排泄管理ケア(浣腸・排便)

訪問リハビリテーション

理学療法士等が利用者の居宅を訪問し、主治医の指示に基づき身体機能の維持・回復及び日常生活動作の改善を目的としたリハビリテーションを実施します。

- ・身体機能訓練
- ・日常生活動作訓練(ADL 訓練)
- ・歩行訓練
- ・呼吸訓練
- ・関節可動域訓練
- ・生活環境調整

介助方法指導(介護者に対して)

- ・介護の方法指導
- ・介護福祉など社会資源の紹介
- ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導(介助の工夫・方法など)
- ・室内環境整備の工夫
- ・安全対策の工夫
- ・感染症に対する対応方法など
- ・介護者の健康相談・助言

6. 利用料

(1)介護保険

介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用料は、介護保険負担割合証に定められた割合になります。

《要介護》

区分	単位数	1 割	2 割	3 割
20 分未満	314 単位	314 円	628 円	942 円
30 分未満	471 単位	471 円	942 円	1,413 円
30 分以上 60 分未満	821 単位	823 円	1,646 円	2,469 円
60 分以上 90 分未満	1,128 単位	1,128 円	2,256 円	3,384 円
理学療法士等(1 回 20 分)	294単位	294 円	588 円	882 円

《要支援》

区分	単位数	1 割	2 割	3 割
20 分未満	303 単位	303 円	606 円	909 円
30 分未満	451 単位	451 円	902 円	1,353 円
30 分以上 60 分未満	794 単位	794 円	1,588 円	2,382 円

60 分以上 90 分未満	1,090 単位	1,090 円	2,180 円	3,270 円
理学療法士等(1 回 20 分)	284 単位	284 円	568 円	852 円

加算の種類と説明	料金(1 割負担)
看護体制強化加算 医療ニーズの高い利用者に対応する体制を整備(緊急時・医療処置・終末期)	1 月につき 550 円
早朝(6 時～8 時)・夜間(18 時～22 時)加算 上記時間帯に訪問看護を提供した場合	通常の 25%加算
深夜(22 時～翌 6 時)加算 上記時間帯に訪問看護を提供した場合	通常の 50%加算
緊急時看護加算 電話等により常時対応でき、必要に応じ緊急訪問を行う体制についての同意を得た場合	1 月につき 600円(Ⅰ)574(Ⅱ)
特別管理加算Ⅰ 在宅悪性腫瘍患者看護指導・気管切開・気管カニューレ・留置カテーテル使用状態	1 月につき 500 円
特別管理加算Ⅱ 在宅各種指導管理・人工肛門／膀胱・真皮を超える褥瘡・3 日以上点滴注射等	1 月につき 250 円
初回加算Ⅰ 新規に訪問看護計画書を作成した場合・2 か月以上利用なし・区分変更時	初月 1 回 350 円
初回加算Ⅱ 退院当日に初回訪問看護を提供した場合(退院時共同加算算定時を除く)	初月 1 回 300 円
退院時共同加算 主治医等と連携して在宅生活の指導を行い内容を文書提出した場合	1 回 600 円
ターミナルケア加算 死亡日及び 14 日以内にターミナルケアを行った場合	死亡月のみ 2,500 円
長時間訪問看護加算 特別管理加算対象者で 1 時間 30 分以上の訪問看護を実施した場合	+300 円
複数名訪問加算(2 名の看護師が訪問) 身体的理由・暴力行為等により 2 名での訪問が必要な場合	30 分未満 254 円 30 分以上 402 円
複数名訪問加算(看護師+看護補助者)	30 分未満 201 円 30 分以上 317 円

加算料金

(2)医療保険

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担割合(1～3 割)により算定します。受給者の種類によっては公費が適用となり、負担が軽減される場合があります。

※ 介護保険の要支援・要介護の認定を受けた方でも、次のア・イに該当する場合は医療保険が適用されます。

ア:厚生労働大臣が定める疾病等

- ① 末期の悪性腫瘍
- ② 多発性硬化症
- ③ 重症筋無力症
- ④ スモン
- ⑤ 筋萎縮性側索硬化症
- ⑥ 脊髄小脳変性症
- ⑦ ハンチントン病
- ⑧ 進行性筋ジストロフィー
- ⑨ パーキンソン病関連疾患(ホーエン・ヤール重症度ステージ 3 以上・生活機能障害Ⅱ度またはⅢ度)
- ⑩ 多系統萎縮症(線条体黒質変性症・オリブ橋小脳変性症・シャイ・ドレーガー症候群)
- ⑪ プリオン病
- ⑫ 亜急性硬化性全脳炎
- ⑬ ライソゾーム病
- ⑭ 副腎白質ジストロフィー
- ⑮ 脊髄性筋萎縮症
- ⑯ 球脊髄性筋萎縮症
- ⑰ 慢性炎症性脱髄性多発神経炎

- ⑱ 後天性免疫不全症候群
- ⑲ 頸髄損傷
- ⑳ 人工呼吸器を使用している状態

イ:急性増悪期(特別指示書期間)

頻回の訪問が必要と判断された場合に交付されます。月14日間(×2回)が限度。

基本利用料

区分	頻度	金額	1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費(Ⅰ) 1日1回につき	週 3 日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	週 4 日以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) 同一建物居住者・1日につき	週 3 日まで	4,300 円	430 円	860 円	1,290 円
	週 4 日以降	5,300 円	530 円	1,060 円	1,590 円
訪問看護基本療養費(Ⅲ) 在宅療養備えた外泊時		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
訪問看護管理療養費 1日につき	月の初日	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
	2 日目以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円

加算料金

加算名	区分	金額	1 割	2 割	3 割
早朝・夜間加算 (6～8 時、18～22 時)		2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜加算(22～6 時)		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	1 日 3 回以上	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
複数名訪問看護加算	看護師(週 1 回)	4,300 円	430 円	860 円	1,290 円
	准看護師(週 1 回)	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
	看護補助者(週 3 回)	3,000 円	300 円	600 円	900 円
24 時間対応体制加算(月)		6,400 円	640 円	1,280 円	1,920 円
情報提供療養費(月)		1,500 円	150 円	300 円	450 円
特別管理加算(重度)		5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算(月 2 回まで)		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
ターミナル療養費		20,000 円	2,000 円	4,000 円	6,000 円
長時間訪問看護・指導加算		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
緊急訪問看護加算		2,650 円 [15 日以降] 2,000 円	265 円	530 円	795 円
乳幼児加算	別表 7 お及び8 その他	1,800 円			
		1,300 円			

|(3)自費(介護保険・医療保険以外のサービス)

営業日以外・時間外	30 分毎 3,000 円
死後の処置料(エンゼルケア)	15,000 円(1時間程度の処置時間)お問い合わせください
日常生活の用具・物品・材料費	実費

※ キャンセル料はいただいておりません。

7. サービスの利用開始

事前に、ご相談・ご依頼の方及び医師から依頼のあった場合にご自宅に当事業所職員がお伺いいたします。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、居宅介護支援事業名をお知らせください。

8. サービスの終了・変更

- ・利用者のご都合でサービスを終了する場合:いつでもお申し出ください。
- ・当事業所の都合でサービスを終了する場合:人員不足等やむを得ない事情による場合は、終了までに文書で通知いたします。

|自動終了(双方の通知がなくても自動的に終了する場合)

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合、または入院した場合
- ・利用者が亡くなられた場合

|その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、社会通念を逸脱した行為を行った場合、または事業所が破産した場合、利用者は即座にサービスの中止を求めることができます。
- ・利用者やご家族の方などが当事業所やサービス従業者に対してサービス提供を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・風邪・病気等の際はサービスの利用を見合わせ、無理な利用はお断りする場合がございます。
- ・当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合はサービスを変更または中止することがあります。
- ・気象庁による警報発令時または悪天候・自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると判断した場合は、曜日・時間変更をお願いする場合があります。

9. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	かかりつけ病院名	
	主治医	
	連絡先	
ご家族	氏名(続柄)	
	住所	
	連絡先	

10. 虐待の防止について

事業所は利用者の人権擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じます。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知します。
- ・虐待防止のための指針を整備します。
- ・従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ・サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

11. 業務継続計画の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者へのサービスを継続的に提供するための業務継続計画(BCP)を策定し、必要な措置を講じます。
- ・従業者に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

12. 賠償責任

事業所は、訪問看護の提供に伴い、利用者または家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、不可抗力による場合を除き、損害を賠償します。ただし、利用者や家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

13. 秘密保持

- ・事業所及びそのサービス従事者は、訪問看護の提供上で知り得た利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。
- ・サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は事前に合意を得ます。
- ・事業所及びそのサービス従事者は、退職後も在職中に知り得た秘密を守ることを義務とします。

14. 苦情対応

- ・事業所は、利用者またはその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。
- ・苦情申し立て機関への申し立てを理由として、いかなる不利益・不公平な対応も致しません。

苦情申し立て窓口

訪問看護ステーション翼 担当者:後藤昇蔵	0985-86-8465
綾町福祉保健課	0985-77-1114
国民健康保険団体連合会宮崎支部苦情窓口	0985-35-5301

15. 連携

事業所は、訪問看護の提供にあたり、主治医および介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスの担当者との連携を密に行います。

事業所は、当該契約の変更または終了に際し、速やかに利用者担当の介護支援専門員等に連絡します。

16. 個人情報の利用

事業所は、訪問看護の提供にあたり取得した利用者及びその家族の個人情報を、次の目的の範囲内で利用します。

- ・サービス担当者会議等において、介護支援専門員その他の関係者と情報を共有するため
- ・主治医その他の医療機関と連携し、適切な訪問看護を提供するため
- ・国民健康保険団体連合会、市町村等への介護給付費(医療費)の請求事務のため
- ・事故発生時等の緊急時に、家族及び関係機関へ連絡するため
- ・運営指導、実地指導等、行政機関による指導監査に必要な範囲で提示するため

上記の目的以外には、利用者本人の同意なく第三者に個人情報を提供することはありません。利用者及びその家族は、本書面の末尾に署名することをもって、上記の個人情報の利用について同意したものとします。

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 宮崎県東諸県郡綾町大字入野295-3

事業所名 訪問看護ステーション翼

説明者 氏名 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

説明を受けた方(利用者・代理人)

住所 _____

氏名 _____

続柄 _____

利用者

氏名 _____